

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p><b>第13章 費用負担と公用負担</b></p> <p><b>第1 費用負担</b></p> <p>法第41条の規定により、水防管理団体（町）の水防に要する費用は、水防管理団体（町）が負担するものとする。</p> <p>法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体（町）が協議して定めるものとする。</p> <p><b>第2 利益を受ける市町村の費用負担</b></p> <p>法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、水防管理団体（町）の水防によって水防管理団体（町）の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。</p> <p>負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体（町）と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。</p> <p>当該協議が成立しないときは、水防管理団体（町）は、道知事に斡旋を申請することができる。</p> <p><b>第2節 公用負担</b></p> <p><b>第1 公用負担</b></p> <p>法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要な土地の一時使用</li> <li>2 土石その他の資材の使用若しくは収用</li> <li>3 車両その他の運搬用機器の使用</li> <li>4 排水用機器の使用</li> <li>5 工作物その他の障害物の処分</li> </ol> <p><b>第2 公用負担権限委任証</b></p> <p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、様式2に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>様式2 公用負担権限委任証</b></p> <p><b>第3 公用負担命令票</b></p> <p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式3に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>様式3 公用負担命令票</b></p> <p><b>第4 損失補償</b></p> <p>法第28条第2項の規定により、水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</p>	<p><b>第13章 費用負担と公用負担</b></p> <p><b>第1 費用負担</b></p> <p>水防管理団体（町）の水防に要する費用は、水防管理団体（町）が負担するものとする。</p> <p>ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体（町）が協議して定めるものとする。</p> <p><b>第2 利益を受ける市町村の費用負担</b></p> <p>水防管理団体（町）の水防によって水防管理団体（町）の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。</p> <p>負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体（町）と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。</p> <p>当該協議が成立しないときは、水防管理団体（町）は、知事にあつせんを申請することができる。</p> <p><b>第2節 公用負担</b></p> <p><b>第1 公用負担</b></p> <p>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 必要な土地の一時使用</li> <li>2 土石その他の資材の使用若しくは収用</li> <li>3 車両その他の運搬用機器の使用</li> <li>4 排水用機器の使用</li> <li>5 工作物その他の障害物の処分</li> </ol> <p><b>第2 公用負担権限委任証</b></p> <p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>様式2 公用負担権限委任証</b></p> <p><b>第3 公用負担命令票</b></p> <p>公用負担を命ずる権限を行使する者は、様式3に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>様式3 公用負担命令票</b></p> <p><b>第4 損失補償</b></p> <p>水防管理団体（町）は、公用負担の権限を行使することにより、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。</p>	